

金融持株会社グループにおける コーポレート・ガバナンス

2006年10月

金融法務研究会

はしがき

本報告書は、金融法務研究会第1分科会における平成17年度の研究の成果である。

金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取り上げ、その成果を平成8年2月に「各国銀行取引約款の検討—そのI・各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのII」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会（主査：岩原紳作東京大学大学院法学政治学研究科教授）と第2分科会（主査：能見善久東京大学大学院法学政治学研究科教授）とに分けて研究を続けている。

第1分科会では、平成11年度に「チェック・トランケーションにおける法律問題」を、平成12年度・13年度に「金融機関のグループ化と守秘義務」を、平成14年度上期に「チェック・トランケーション導入にあたっての法的課題の再検証」を、平成14年度下期から平成15年度にかけて「社債管理会社の法的問題」を、平成16年度に「電子マネー法制」をそれぞれテーマとして取り上げ、報告書を発表している。同分科会では、平成17年度は「金融グループの組織再編とコーポレート・ガバナンス」をテーマとして取り上げ、そこでの研究成果が本報告書である。なお、同分科会では、引き続き平成18年度は、「金融機関の情報利用と守秘義務をめぐる法的問題」をテーマとして取り上げ、研究を続けている。

本報告書では、第1章で「EU・英国の金融コングロマリット規制について」（森下哲朗担当）、第2章で「金融グループにおける利益相反問題」（神田秀樹担当）、第3章で「持株会社システムにおける取締役の民事責任」（山下友信担当）、第4章で「持株会社による子会社の支配と管理—契約による指揮権の確保—」（前田重行担当）および第5章で「金融持株会社による子会社管理に関する銀行法と会社法の交錯」（岩原紳作担当）を取り上げている。

なお、今回の研究会では、最後の締めくくりとして、本年3月10日に金融調査研究会（座長：貝塚啓明中央大学教授）と合同で、「金融のグループ化等と金融制度・法制度の論点」と題するコンファレンスを開催した。そこには、いろいろな分野の方が多数参加され、多くの有益なご発言をいただいた。これらの方々に心から御礼申しあげたい（このコンファレンスの内容については、「金融」2006年4月号をご参照いただきたい）。

近時、頻繁に金融グループの組織再編が行われ、それに伴う銀行持株会社を中心とする金融グループ間のコーポレート・ガバナンスがいかにあるべきかが現実の問題を帯びている。本書は、まさにその問題を取り扱ったものであって、この問題の検討にあたって、少しでも各方面のお役に立つことがあれば望外の幸せである。

なお、本研究会には、銀行および銀行持株会社の企画分野から実務を担当する方にオブザーバーとして参加いただいていた。また、事務局を全国銀行協会金融調査部にお願いしている。

最後に、本報告書の作成にあたって尽力を惜しまれなかつたオブザーバーおよび事務局の方々に心から御礼を申し上げたい。

平成18年10月
金融法務研究会座長
前田 廣

目 次

序	1
第1章 EU・英国の金融コングロマリット規制について（森下哲朗）	2
はじめに	2
1 金融コングロマリットの規制に関する国際的な取組み	3
(1) BIS、IOSCO のレポート	3
(2) Tripartite Group	4
(3) ジョイント・フォーラム：1999 年のペーパー	4
(4) ジョイント・フォーラムの活動	7
2 EU コングロマリット指令	8
(1) 目的	8
(2) 構成	9
(3) 規制の対象	9
(4) 自己資本比率規制	11
(5) リスク集中（7 条）	12
(6) グループ内取引（8 条）	12
(7) 内部統制メカニズムとリスク・マネジメント（9 条）	13
(8) コーディネーター（10 条、11 条）	13
(9) 当局間の情報交換（12 条）	13
3 英国の対応と実務的な影響	13
(1) 英国における EU ディレクティブの実施	13
(2) ハンドブックにおける幾つかの規定	14
(3) 規制の名宛人	15
(4) 英国における実務への影響	15
(5) その後の進展	16

4 おわりに	17
第2章 金融グループにおける利益相反問題（神田秀樹）	18
1 はじめに	18
2 金融グループにおける利益相反の類型	18
(1) 「会社」グループにおける利益相反	18
(2) 顧客との取引における利益相反	19
3 業法（監督法）規制のスタイル	19
(1) 法人格分離	19
(2) 他業禁止	20
(3) 考えられる規制のスタイル	20
4 規制の趣旨と実効性	21
(1) 規制の趣旨	21
(2) 規制のコスト・ペネフィット	21
5 近時の動向	22
(1) グループ単位でのリスク管理	22
(2) 日本における法人格分離規制：2層制（ワンストップサービスの提供）	22
(3) コーポレート・ガバナンス	22
6 むすびに代えて	23
第3章 持株会社システムにおける取締役の民事責任（山下友信）	24
1 はじめに	24
2 親子会社関係と親会社または親会社取締役の責任に関する裁判例	24
(1) 子会社債権者に対する親会社および親会社取締役の 責任が問題となった事例	25
(2) 親会社に対する親会社取締役の責任が問題となった事例	26
(3) 判例の傾向	28
3 学説の動向	28

(1) 持株会社解禁以前	28
(2) 持株会社解禁以後	29
4 子会社管理は取締役の義務といえるか？	30
5 子会社管理に関する責任に関する諸要因	33
(1) 持株会社グループとその他の親子会社グループ	34
(2) 管理の諸類型	34
(3) 法的評価のポイント	35
6 具体例による検討	38
(1) 親会社取締役による子会社に対する法令違反行為の指図に関して 親会社取締役の責任が問題となる場合	38
(2) 子会社における取締役または使用人の法令違反行為があったことに 関して親会社取締役の責任が問題となる場合	38
(3) 子会社取締役の経営判断上の行為から子会社取締役の責任が 生ずる場合における親会社取締役の責任	39
(4) ⑥事件判決の問題点	40
7 おわりに	41

第4章 持株会社による子会社の支配と管理 —契約による指揮権の確保— (前田重行)	43
1 序論	43
2 持株会社制度の実務と法的規整との乖離	44
(1) 実務における持株会社の指揮権ないしは指図権の扱い	44
(2) 会社法における持株会社の指揮権ないしは指図権の扱い	47
(3) 小括	49
3 ドイツにおける状況	51
(1) ドイツにおける持株会社	51
(2) コンツェルンにおける支配企業としての持株会社	51
(3) 小括	57
4 企業契約による持株会社への指揮権の付与	58

(1) 特別の経営委任契約の導入とそのメリット	58
(2) 特別の経営委任契約締結の手続き上の要件	61
(3) 特別の経営委任契約による持株会社の指揮権の行使とその制約	62
(4) 特別な経営委任契約の下での責任	62
(5) 特別の経営委任契約における具体的な契約条項について	64
第5章 金融持株会社による子会社管理に関する 銀行法と会社法の交錯（岩原紳作）	66
1 銀行持株会社による子会社管理に関する銀行法及びその下の 監督指針による会社法的規制	66
(1) 銀行法	66
(2) 監督指針	67
2 銀行持株会社の業務範囲たる子会社の「経営管理」	69
3 銀行法上の子会社管理義務と会社法	72
(1) 総説	72
(2) 子会社指揮を可能とする会社法上の方法	73
(3) 銀行法に基づく子銀行の取締役の義務・責任に関する 会社法の原則の変容	75
4 子会社を監督する親会社取締役の親会社に対する義務	77
(1) 問題の所在	77
(2) ドイツにおける議論	78
(3) 我が国における検討	79
5 銀行法 52 条の 33 の「監督上必要な措置」とその私法上の効力	80
(1) 問題	80
(2) 外国の法制	80
(3) 本条の構造と効力	83
6 銀行持株会社の子銀行に関する私法上の責任	84